

新型コロナウイルス問題に伴うDV等への対応に関する
橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージ

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。

今月5日にアントニオ・グテーレス国連事務総長が発出したメッセージにおいても、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしています。

DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

内閣府と厚生労働省は、今月3日、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を依頼しました。

また、DVに悩んでいる方が最寄りの配偶者暴力相談支援センターに相談できるよう、全国共通の相談ナビダイヤルを設けています。

電話番号は、0570-0-55210です。

夫婦の間で「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたら、まずは、こちらに相談してください。

また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報をしてください。

緊急に身の安全の確保が必要な場合には、全国の婦人相談所一時保護所等において、適切に保護を行う体制を整えていますので、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

さらに、今後のDVの深刻化に備えて相談窓口を拡充することを、4月7日に閣議決定した「緊急経済対策」に盛り込みました。

深夜・休日にも対応できる相談窓口の設置を行うとともに、家庭内で電話をしづらい環境にいる方も相談できるよう、SNSやメールによる相談を速やかに実施し、被害者支援体制の拡充を行ってまいります。また、新たな相談窓口についても、周知を図ります。

配偶者等からの暴力（DV）で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、是非、この情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながる事ができるよう御協力をお願いします。